

グリーン購入法の判断の基準の関係法令等 及び 法令に基づく対応例について

1. グリーン購入法の判断の基準の関係法令等

(1) 工業標準化法（JIS 法）

① 概要

- 法の目的：鋳工業品の品質改善、生産能率の増進、生産の合理化、取引の単
純公正化、使用・消費の合理化
- グリーン購入法において基準を引用しているもの：
 オフィス家具等、ベッドフレーム・・・ホルムアルデヒドの放散速度
 一次電池・・・最低平均持続時間、最小平均持続時間
- JIS 規格では、次の事項を全国的に統一し、又は単純化するための基準を定
 めている。
 - ・ 鋳工業品の種類、型式、形状、寸法、構造、装備、品質、等級、成分、性
 能、耐久度又は安全度
 - ・ 鋳工業品の生産方法、設計方法、製図方法、使用方法若しくは原単位又は
 鋳工業品の生産に関する作業方法若しくは安全条件
 - ・ 鋳工業品に関する試験、分析、鑑定、検査、検定又は測定の方法
 - ・ 鋳工業の技術に関する用語、略語、記号、符号、標準数又は単位 等
- 認証可能な JIS 規格があるすべての製品について、認証を受ければ JIS マー
 クを表示することが可能

② 違反に対する措置

- 報告、立ち入り検査→（検査の結果、表示が不適切な場合）表示の除去命令等
 →（命令に従わない場合）罰則

(2) エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）

① 概要

- 法の目的：エネルギーの使用の合理化の推進
- グリーン購入法において基準を引用しているもの：
 コピー機等（コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機）
 電子計算機
 家電製品
 エアコンディショナー

ストーブ

温水器等（ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器）

蛍光灯照明器具

自動車

のエネルギー消費効率

※コピー機等については、省エネ法と併せて国際エネルギースタープログラムの基準を採用している。

- 経済産業大臣は特定機器ごとに、当該性能について製造事業者等の判断の基準となる事項を定め公表する。また、特定機器ごとに、エネルギー消費効率について製造事業者が表示すべき事項等を定め、告示する。

② 違反に対する措置

- 勧告→（勧告に従わなかった場合）公示→（審議会の意見を聴いて）勧告に係る措置命令→報告、立ち入り検査

（３）その他

- 自動車の大気汚染物質について、運輸省告示（低排出ガス車認定実施要領）の認定基準を引用している。
- 資源有効利用促進法において再資源化等を推奨している製品で、国等の調達量が多いものについては、特定調達品目として判断の基準を定めている。
- 紙・木質製品の合法性の確認等について、証明方法等は林野庁の合法性ガイドラインを引用している。

[ガイドラインにおける証明方法]

- ① 森林認証を活用する方法
 - ② 業界団体の自主的行動規範による方法
 - ③ 個別事業者の独自の取組による方法
- 古紙パルプ配合率等はグリーン購入法独自の基準である。

2. 法令に基づく対応

(1) 民法に基づく対応

債務者が債務不履行に陥った場合、債権者は、強制履行、解除、損害賠償の3つの手段をとり得る。

1. 強制履行（民法第414条1項）

債権者が履行請求権を行使し、債務者が請求に従わない場合、強制的に債務の内容を実現する。

2. 解除（民法第541条）

債権者が相当の期間を定めて履行をするよう催告を行い、期間内に履行がなければ契約を解除することができる。原状回復義務が生じる。

3. 損害賠償（民法415条）

強制履行、解除と併せて行使することができる。別段の意思表示がない限り、金銭による。損害賠償請求の要件は、債務不履行の事実、債務者の帰責事由、不履行による損害の発生。

(2) 会計法・予算決算及び会計令（予決令）に基づく対応

一般的に、国等の機関においては、会計法令の中で、指名停止や競争入札の制限といった措置が可能である。

- (1) 民法、(2) 会計法令に基づく対応の可能性はあるが、このように契約違反に絡めて対処する場合には、対象は直接の契約相手方である納入業者である。

【参考】 予算決算及び会計令（予決令）

(一般競争に参加させないことができる者)

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二～六 (略)

2 (略)

(3) 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）に基づく対応

① 目的及び定義

- 目的：商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引の防止
- 定義：「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、公正取引委員会が指定するもの

② 表示に係る禁止事項

- 商品・サービスの内容について、実際のものまたは競争事業者に係るものよりも著しく優良であるかのように消費者に誤解を与える表示（優良誤認表示）など

③ 違反に対する措置

- 排除命令（違反行為の差し止め等）→確定審決→罰則
- 公正取引委員会による調査権限

※原則として、対象は取引の直接の相手方（納入業者）の表示。また、措置を行うかどうかは公正取引委員会の判断による。

(4) 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）に基づく対応

① 特定再利用業種（再生資源・再生部品の利用に取り組むことが求められる業種）

再生資源又は再生部品：古紙
業種：紙製造業を指定している。

② 判断基準

- ・主務大臣（紙製造業の場合、業所管大臣である経済産業大臣）は主務省令で、特定再利用事業者の再生資源又は再生部品の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める
- ・紙類については、「紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」で、古紙利用率が平成 22 年度までに 62%に向上する目標が規定されているほか、設備の整備、技術の向上、古紙利用計画の作成、情報の提供を行う旨がされている。また、古紙利用計画には、紙の種類ごとの古紙利用率の目標を記載することとされている。

③ 違反に対する措置

- （勧告をするために必要な限度で）報告、立入検査→（取組が著しく不十分な場合）勧告→（勧告に従わなかった場合）公示→（再生資源又は再生部品の利用を著しく害する場合）勧告に係る措置命令→（命令に違反した場合）罰則